

海底資源掘削船に関する IACS 統一規則に関する事項

改正規則等

鋼船規則 B 編及び P 編

鋼船規則検査要領 P 編及び R 編

改正事項

海底資源掘削船に関する IACS 統一規則に関する事項

改正理由

IMO において、海底資源掘削船に関する国際基準である MODU コードの見直しが行われ、2009 年 12 月 2 日に 2009MODU コード（決議 A.1023(26)）として採択された。

これを受け、IACS は、海底資源掘削船に関する IACS 統一規則 D シリーズの見直しを行い、同統一規則中の MODU コードに基づく要件を 2009MODU コードと整合させると共に、IACS としての追加の検討を行い、2012 年 1 月に IACS 統一規則 D3(Rev.5)、D4(Rev.3)、D6(Rev.1)、D7(Rev.3)及び D11(Rev.3)として採択した。

今般、改正された IACS 統一規則 D シリーズに基づき関連規則を改めた。なお、2009MODU コードに関する要件については、既に 2011 年 6 月 30 日付で本会規則へ取り入れ済みであることから、ここでは、主に IACS における追加検討により見直された要件を本会規則に取り入れるべく、関連規則を改めた。

改正内容

- (1) 鋼船規則 P 編 4 章に規定される復原性要件について、IACS 統一規則 D3 に基づき、風による傾斜モーメントを考慮しなくて差し支えない場合を明確にした。
- (2) 鋼船規則 P 編 5.2 に規定される閉鎖装置に関する要件について、IACS 統一規則 D7 に基づき、外部開口及び内部開口に関する要件を改めた。
- (3) 鋼船規則 P 編 15 章に規定される消火設備に関する要件について、IACS 統一規則 D11 に基づき、火災探知警報装置、ガス検知装置等の消火設備に関する要件を改めると共に、硫化水素用の呼吸具等の人身保護設備に関する要件を新たに規定した。
- (4) 鋼船規則 P 編 16 章として、IACS 統一規則 D11 に基づき、一般非常警報装置及び船内通報装置の設置に関する要件を新たに規定した。